

武蔵野市いじめ防止基本方針

いじめは、どの学校でも起こる全ての子どもに関する問題です。武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、家庭や地域と連携し、人権尊重の理念及び武蔵野市子どもの権利条例等の関連する法令に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に次のように取り組みます。

方針1 すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します

多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校・学級づくりを目指します。

方針2 いじめを防ぐために、児童・生徒が自ら行動する力を育みます

いじめは自分たちの問題であること、絶対に許されない行為であること、「しない・させない・見過ごさない」ことなど、児童・生徒がいじめ問題を理解し行動できるように働きかけます。

方針3 迅速・確実な組織的対応を徹底します

いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。

方針4 いじめの重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくります

教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、地域の方々など子どもに関わるすべての機関と連携して、重大化を防ぎ、解決を目指します。